

第22回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

会計監査人の監査報告

監査役会の監査報告

「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告」、「会計監査人の監査報告」及び「監査役会の監査報告」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

株式会社テイクアンドグヴ・ニーズ

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するための方針として、「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。同基本方針の内容は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）するものとし、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 代表取締役社長に直属する部署として、内部監査部のほか、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、全従業員（取締役、監査役、使用人のほか、派遣社員等も含む。以下同じ。）に対する研修等を企画実行する。
- b. 内部監査部は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。
- c. 内部監査部の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちにリスク管理委員会及び担当部署に通報される体制を構築する。
- d. 内部監査部の活動を円滑にするために、リスク管理規程に関連する個別規程、ガイドライン、マニュアル等の整備を各部署に求め、また内部監査部の存在意義を全従業員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちにリスク管理委員会及び内部監査部に報告するよう指導する。

③取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役は、経営理念に則り策定される年度計画に対する経営実績の進捗状況について、業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- b. 取締役の業務執行にあたっては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が所定の意思決定手順に則り業務を遂行することとする。

④取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、全社コンプライアンス管掌取締役を責任役員として、その責任の下、コンプライアンス規程及びマニュアル等を作成するとともに、全従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての公益通報制度を構築する。
- b. 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が全社コンプライアンス管掌取締役を通じてトップマネジメント、取締役会、監査役会に報告される体制を構築し、外部専門家と協力しながら適正に対応する。また法令や定款等の違反行為に対しては、賞罰委員会細則に基づき厳正に対応する。
- c. 担当役員は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、公益通報ガイドライン及び公益通報相談窓口の周知徹底を図る。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 子会社及び関連会社（以下、子会社等という。）については、関係会社管理細則に従い定期的にその経営状態及び業務執行についての報告を全社コンプライアンス管掌取締役が受けるものとする。
- b. 内部監査部長は、当社の内部監査のほか、子会社等の内部監査部門又はこれに相当する部署との連携を図り、損失又は不正が発生する可能性を把握した場合には、直ちに当該損失又は不正の内容・程度・影響等について、取締役会及び担当部署に報告を行う。

⑥子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- a. 当社は、原則として当社の取締役又は使用人に子会社の取締役を兼務させ、月1回、子会社の取締役会及び経営会議において、経営状況や財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的に報告させる。
- b. 子会社の経営状況を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求め、重要事項については事前協議を行う。

⑦子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、グループ全体で起こりうるリスクを想定し、子会社等においてリスク管理規程を整備させた上で、グループ全体のリスク管理体制を構築する。
- b. 子会社等を含めたリスク管理を担当する機関として、原則として四半期に1回、リスク管理委員会を開催する。各子会社の代表取締役社長が出席し、グループ全体のリスクマネジメント推進に関する課題・対応策を審議することで、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

⑧子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、関係会社管理細則を策定する。
- b. 子会社において、各社決裁規程、組織規程及び業務分掌規程等を定め、それぞれ重要性に応じた意思決定を行う。
- c. 当社の内部監査部により、各子会社に対しての内部監査を実施し、各子会社における職務の執行状況等について検証、協議することで改善を図る。

⑨子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 子会社において、法令・定款の遵守を徹底するため、各子会社の代表取締役社長を責任役員として、その責任の下、コンプライアンス規程及びマニュアル等を作成するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての公益通報制度を構築する。
- b. 子会社において、万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が各子会社の取締役会、監査役会及び当社の全社コンプライアンス管掌取締役に報告される体制を構築する。

⑩監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- a. 監査役からの求めに応じ、その職務を補助すべき専任の使用人（以下「監査役付使用人」という。）を適宜配置できるものとする。
- b. 前項の具体的な内容については、当該監査役及び監査役会の意見を聴取し、関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

⑪監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査役付使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- b. 監査役付使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については当該監査役の意見を聴取するものとする。

⑫監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役付使用人は、監査役に同行して取締役会やその他重要会議に出席する機会を確保する。
- b. 監査役及び監査役付使用人は、定期的に代表取締役社長や会計監査人と意見交換をする場を設ける。
- c. 監査役からの求めに応じ配置した監査役付使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を全従業員に周知徹底する。

⑬取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 当社及び当社の子会社等の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- b. 次の各号に定める事項は、当社及び当社の子会社等の担当取締役又は担当部署より、定期的に監査役会への報告を行うものとする。
 - イ. 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ロ. 当社の子会社等の監査役及び内部監査部門又はこれに相当する部署の活動状況
 - ハ. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ニ. 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ホ. 公益通報制度の運用及び通報の内容
 - ヘ. 重要な会議議事録その他の業務文書

⑭監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- b. 監査役は、取締役及び使用人から得た情報について、情報提供者が特定される事項については取締役会等への報告義務を負わない。
- c. 監査役は、報告を行った取締役及び使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

⑮監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- a. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- b. 監査役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。

⑯その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 全社コンプライアンス管掌取締役の責任の下、当社の監査体制と内部統制システムとの調整を図り、これにより当社の監査体制の実効性を高めるものとする。
- b. 全社コンプライアンス管掌取締役は、監査役の職務執行にあたり、その実効性を確保するため、当社及び子会社等の取締役並びに使用人のほか、弁護士、監査法人等との連携を図るのに必要な支援を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンス体制について

- a. 全社コンプライアンス管掌取締役を責任役員として、法令及び社内規程の遵守状況、内部通報の発生状況等の重要事項について担当者から随時報告を受けるとともに、コンプライアンス違反行為が認められた場合には、賞罰委員会を開催し厳正な対応を行うとともに、再発防止策を講じております。
- b. 公益通報制度について、「内部通報制度運用規程」を定め、同制度の周知のため、全店舗及び事務所で公益通報制度の利用に関するポスター掲示を実施しており、内部監査部では監査時に掲示状況及び運用状況を確認するなど、啓蒙活動を行っております。
- c. 当社は、イーラーニング研修の受講を使用人全員に義務付けているほか、毎週、職場ごとにコンプライアンス啓蒙の機会を設ける等、使用人向けの法令遵守、企業理念及び企業倫理の教育を実施しております。
- d. 取締役の業務執行にあたっては、取締役会を年19回開催し、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項について審議、決議または報告を行っております。また、日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が所定的意思決定手順に則り業務を遂行しております。
- e. 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理規程、マニュアル等に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）しております。
- f. 内部監査部では、監査時に、各職種の使用人に対してヒアリングを実施し、コンプライアンス違反行為に関する情報収集を行っております。

②リスク管理体制について

- a. 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を年4回開催し、各部門長に対し、法令及び社内規程の遵守状況の確認を行うとともに、リスク懸念事案に対する対応について審議しております。
- b. 内部監査部は、定期的に業務監査を実施しその内容を代表取締役社長、全社コンプライアンス管掌取締役及び常勤監査役に報告を行っております。

③グループ管理体制について

- a. 当社は、原則として、当社の取締役又は使用人にグループ会社の取締役を兼務させており、当社の取締役又は使用人は、取締役会及び経営会議等の会議に毎回出席し各グループ会社の状況を把握しております。
- b. 主要グループ会社の代表者は、リスク管理委員会に毎回出席し、各グループ会社における法令及び社内規程の遵守状況の確認を行うとともに、リスク懸念事案に対する対応について審議しております。
- c. 内部監査部は、グループ会社の内部監査部門と連携し、監査計画や監査結果の報告を受け、グループ会社における職務の執行状況を把握しております。
- d. 内部監査部は、グループ会社の内部監査を実施し、グループ会社における職務の執行状況について、代表取締役社長、全社コンプライアンス管掌取締役及び常勤監査役に報告をしております。

④監査役監査体制について

- a. 監査役は、取締役会及び経営会議に出席する他、取締役及び使用人から定期的に報告を受けることにより、取締役の職務執行状況の監査を行っております。また、常勤監査役は、リスク管理委員会に毎回出席しております。
- b. 監査役は、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,428	流動負債	16,175
現金及び預金	6,455	買掛金	1,313
売掛金	642	短期借入金	2,330
営業貸付金	2,774	1年内返済予定の長期借入金	5,554
商品	174	未払金	2,101
貯蔵品	90	未払法人税等	814
前払費用	1,049	賞与引当金	695
その他	309	株式報酬引当金	3
貸倒引当金	△68	その他	3,361
固定資産	46,769	固定負債	18,225
有形固定資産	37,124	長期借入金	12,741
建物及び構築物	17,286	長期リース債務	3,462
機械装置及び運搬具	11	資産除去債務	1,284
工具、器具及び備品	1,307	その他	736
土地	15,284	負債合計	34,400
リース資産	2,910	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	324	株主資本	23,507
無形固定資産	462	資本金	5,264
のれん	101	資本剰余金	5,208
その他	361	利益剰余金	13,246
投資その他の資産	9,182	自己株式	△211
投資有価証券	21	その他の包括利益累計額	104
長期貸付金	134	その他有価証券評価差額金	△0
長期前払費用	166	繰延ヘッジ損益	22
繰延税金資産	3,118	為替換算調整勘定	81
敷金及び保証金	5,808	新株予約権	6
その他	127	非支配株主持分	180
貸倒引当金	△193	純資産合計	23,797
資産合計	58,197	負債及び純資産合計	58,197

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		63,678
売上原価		23,348
売上総利益		40,330
販売費及び一般管理費		36,750
営業利益		3,579
営業外収益		
受取利息	3	
受取保険金	80	
貸倒引当金戻入額	1	
資産除去債務戻入益	29	
その他	41	157
営業外費用		
支払利息	336	
為替差損	3	
その他	14	355
経常利益		3,381
特別損失		
減損損失	1,419	
臨時損失	39	1,458
税金等調整前当期純利益		1,923
法人税、住民税及び事業税	1,179	
法人税等調整額	△215	963
当期純利益		959
非支配株主に帰属する当期純損失		△44
親会社株主に帰属する当期純利益		1,003

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

残高及び変動事由	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	5,264	5,208	12,568	△218	22,822		
当期変動額							
剰余金の配当			△323		△323		
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,003		1,003		
自己株式の取得				△0	△0		
自己株式の処分			△2	7	5		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	677	6	684		
当期末残高	5,264	5,208	13,246	△211	23,507		
残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	0	0	125	125	6	226	23,181
当期変動額							
剰余金の配当							△323
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,003
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△0	22	△43	△21	－	△45	△67
当期変動額合計	△0	22	△43	△21	－	△45	616
当期末残高	△0	22	81	104	6	180	23,797

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

(1) 連結子会社の数 18社

(2) 主要な連結子会社の名称

株式会社TRUNK

株式会社Dressmore

株式会社GENTLE

株式会社グッドラック・コーポレーション

GOODLUCK INTERNATIONAL CORPORATION

PT. GOODLUCK INTERNATIONAL BALI

ARLUIS WEDDING (GUAM) CORPORATION

GLOBAL PICTURES GUAM CORPORATION

幸運股份有限公司

GOODLUCK CORPORATION HONG KONG LIMITED

PT. GOODLUCK JAKARTA

GOODLUCK CORPORATION (THAILAND) LTD

興運婚礼服務(上海)有限公司

株式会社ライフエンジェル

株式会社アニバーサリートラベル

株式会社アンドカンパニー

他2社

興運婚礼服務(上海)有限公司は、2019年4月8日付で設立したことに伴い連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

連結計算書類

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、次のとおりであります。

3月31日 7社

12月31日 11社

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

② たな卸資産

a. 商品

主に個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

b. 貯蔵品

主に最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法によっております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。但し、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は2～20年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 株式報酬引当金

役員への将来の当社株式の交付に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理をしております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。また、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建予定取引

b. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社グループでは、デリバティブ取引に関するリスク管理体制に基づき、為替及び金利等の変動による損失を回避する目的でデリバティブ取引を行っております。なお、投機目的による取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件等が一致しており、かつキャッシュ・フローが固定されているため、ヘッジの有効性評価を省略しております。また、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5～10年の期間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い政府より緊急事態宣言が発令されていることを受け、当社グループの施設は、お客様と従業員の安全、そして感染拡大防止への社会的責任を第一に考え、緊急事態宣言発令期間中においては臨時休業をしております。

当社グループにおいては、本感染症の今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難なことから、当連結会計年度末時点で入手可能な情報等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症による影響が少なくとも2020年9月ごろまで続くものと仮定し繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失計上要否の判定を行っております。

しかしながら、本感染症による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	148百万円
建物及び構築物	2,295
土地	12,829
合計	15,273

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	582百万円
長期借入金	3,956
合計	4,538

2. 有形固定資産の減価償却累計額 25,661百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

	地域	用途	種類
株式会社テイクアンド ギヴ・ニーズ	関東地区	店舗設備	建物及び構築物・機械装置及び運搬具・工具、 器具及び備品・土地・リース資産・その他
	東海地区		
	信越地区		
	関西地区		
株式会社TRUNK	関東地区	店舗設備	建設仮勘定
ARLUIS WEDDING(GUAM) CORPORATION	アメリカ合衆国 (グアム)	店舗設備	建物及び構築物・工具、器具及び備品・その他
GOODLUCK CORPORATION (THAILAND) LTD	タイ	店舗設備	工具、器具及び備品
株式会社GENTLE	関東地区	店舗設備	建物及び構築物・工具、器具及び備品
その他	関東地区	店舗設備	建物及び構築物・工具、器具及び備品

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングし、減損損失の認識を行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている又はマイナスとなる見込みである店舗等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,419百万円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物654百万円、機械装置及び運搬具1百万円、工具、器具及び備品118百万円、土地172百万円、リース資産174百万円、その他298百万円であります。

なお、減損損失の測定における回収可能価額の算定にあたっては、一部店舗設備については零と評価し、その他の店舗設備については、正味売却価額と評価しております。正味売却価額は、当該店舗の売却契約額に基づいて算定した金額により評価しております。

連結計算書類

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式（株）	13,059,330	－	－	13,059,330

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式（株）	107,650	442	3,680	104,412

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	342株
譲渡制限付株式報酬対象者が退職したことに伴う無償取得による増加	100株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	3,600株
単元未満株式の売渡しによる減少	80株

連結計算書類

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月24日 取締役会	普通株式	194	15	2019年3月31日	2019年6月12日
2019年10月25日 取締役会	普通株式	129	10	2019年9月30日	2019年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月28日 取締役会	普通株式	129	利益剰余金	10	2020年3月31日	2020年6月11日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び営業貸付金は、事業活動から生じた営業債権であり、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

長期貸付金は、主に建設協力金であり、取引先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に事業所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、事業活動から生じた営業債務であり、そのほとんどが1ヶ月以内に支払期日が到来いたします。未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であります。これら営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されております。

借入金のうち短期借入金は、営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して当該リスクをヘッジしております。

リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引及び長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、P13の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載している「4. 会計方針に関する事項（5）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権のうち売掛金については、各店舗における管理者が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の経理規程に準じて、同様の管理を行っておりますが、営業債権のうち営業貸付金については、連結子会社における与信管理規程に従い支払期日ごとの入金管理、未収残高管理を行うとともに、取引先ごとの信用状況を定期的に把握する体制のもと、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

長期貸付金、敷金及び保証金については信用度の高い企業と契約を結ぶこととしております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建予定取引に係る為替変動リスクを抑制するために、為替予約取引を利用しております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、流動性リスクを回避しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

連結計算書類

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(P 23 (注) 2. 参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,455	6,455	－
(2) 売掛金	642	642	－
(3) 営業貸付金	2,774	2,818	44
(4) 投資有価証券 その他の有価証券	0	0	－
(5) 長期貸付金 貸倒引当金 (* 1)	134 △67		
	66	66	0
(6) 敷金及び保証金	4,696	4,674	△21
資産計	14,636	14,658	22
(1) 買掛金	1,313	1,313	－
(2) 短期借入金	2,330	2,330	－
(3) 未払金	2,101	2,101	－
(4) 未払法人税等	814	814	－
(5) 長期借入金 (* 2)	18,295	18,290	△5
(6) 長期リース債務 (* 3)	3,728	3,768	39
負債計	28,583	28,617	34
デリバティブ取引	37	37	－

(* 1) 長期貸付金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(* 2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(* 3) 流動負債のその他に含まれているリース債務を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金

営業貸付金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 投資有価証券

時価については取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金、(6) 敷金及び保証金

当社では、長期貸付金、敷金及び保証金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に準じた利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(6) 長期リース債務（流動負債に含まれるリース債務を含む）

長期リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

外貨建予定取引の為替リスクのヘッジについては、取引金融機関から提示された時価に基づき、繰延ヘッジ処理を行っております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（＊１）	20
敷金及び保証金（＊２）	1,111

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（＊２）賃借物件において預託している敷金及び保証金の一部は、市場価格がなく、かつ入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、また一部の保証金についてはリース取引に係る積立保証金であり、その契約期間内において支払額に充当される可能性があることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	6,455	－	－	－
売掛金	642	－	－	－
営業貸付金	894	1,716	161	1
長期貸付金	84	49	－	－
合計	8,076	1,766	161	1

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

区分	1年以内 （百万円）	1年超2年以内 （百万円）	2年超3年以内 （百万円）	3年超4年以内 （百万円）	4年超5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）
短期借入金	2,330	－	－	－	－	－
長期借入金	5,554	4,060	3,332	1,894	1,075	2,378
長期リース債務	266	265	266	206	203	2,520
合計	8,150	4,325	3,598	2,101	1,279	4,898

(資産除去債務に関する注記)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

直営店舗施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間に応じて5～41年と見積り、割引率は△0.23～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,202百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	69
時の経過による調整額	9
資産除去債務の履行による減少額	△1
見積りの変更に伴う増減額(注)	41
資産除去債務の消滅による減少額	△37
期末残高	1,285

(注) 不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、見積書等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復費用に関して、見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額41百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

2. 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社グループは、賃貸借契約に基づき使用する本社事務所及び一部の店舗等について退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借期間が不明確で、現在移転等も予定していないため、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,822円56銭
2. 1株当たり当期純利益	77円46銭

(重要な後発事象)

(当座貸越契約の締結)

1. 当社は、株式会社りそな銀行と当座貸越契約を下記の通り締結いたしました。

なお、現時点での借入実行残高は2,500百万円です。

(1) 資金使途	運転資金
(2) 契約日	2020年4月21日
(3) 契約先	株式会社りそな銀行
(4) 極度額	5,000百万円
(5) 契約期限	2020年12月31日
(6) 借入金利	市場金利に連動した変動金利
(7) 担保提供資産の有無	無

2. 当社は、株式会社みずほ銀行と当座貸越契約を下記の通り締結いたしました。

なお、現時点での借入実行残高は2,500百万円です。

(1) 資金使途	運転資金
(2) 契約日	2020年4月21日
(3) 契約先	株式会社みずほ銀行
(4) 極度額	5,000百万円
(5) 契約期限	2021年4月24日
(6) 借入金利	市場金利に連動した変動金利
(7) 担保提供資産の有無	無

損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		46,372
売上原価		18,058
売上総利益		28,314
販売費及び一般管理費		25,136
営業利益		3,177
営業外収益		
受取利息	12	
受取保険金	80	
貸倒引当金戻入額	1	
資産除去債務戻入益	29	
その他	32	156
営業外費用		
支払利息	127	
匿名組合投資損失	99	
その他	17	244
経常利益		3,090
特別損失		
減損損失	669	
貸倒引当金繰入額	502	1,172
税引前当期純利益		1,918
法人税、住民税及び事業税	890	
法人税等調整額	△49	841
当期純利益		1,077

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

残高及び変動事由	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	5,264	5,210	5,210	10,322	10,322	△218	20,579	20,579
当期変動額								
剰余金の配当				△323	△323		△323	△323
当期純利益				1,077	1,077		1,077	1,077
自己株式の取得						△0	△0	△0
自己株式の処分				△2	△2	7	5	5
当期変動額合計				751	751	6	757	757
当期末残高	5,264	5,210	5,210	11,074	11,074	△211	21,337	21,337

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記等)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のないもの

総平均法による原価法

なお、匿名組合出資金については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

主に個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 貯蔵品

主に最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。但し、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は2～20年であります。

計算書類

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

役員への将来の当社株式の交付に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため記載を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当計算書類の作成時において評価中であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い政府より緊急事態宣言が発令されていることを受け、当社の施設は、お客様と従業員の安全、そして感染拡大防止への社会的責任を第一に考え、緊急事態宣言発令期間中においては臨時休業をしております。

当社においては、本感染症の今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難なことから、当事業年度末時点で入手可能な情報等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症による影響が少なくとも2020年9月ごろまで続くものと仮定し繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失計上要否の判定を行っております。

しかしながら、本感染症による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

計算書類

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	148百万円
建物	2,295
土地	12,829
合計	15,273

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	582百万円
長期借入金	3,956
合計	4,538

2. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

株式会社ライフエンジェル（借入債務）	950百万円
--------------------	--------

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,183百万円
長期金銭債権	560百万円
短期金銭債務	71百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額 20,657百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	1,443百万円
営業取引以外の取引高	17百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（株）	107,650	442	3,680	104,412

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	342株
譲渡制限付株式報酬対象者が退職したことに伴う無償取得による増加	100株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	3,600株
単元未満株の売渡しによる減少	80株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

借地権償却	111百万円
減価償却超過額	953
減損損失	565
貸倒引当金	220
関係会社株式評価損	261
賞与引当金	205
資産除去債務	355
その他	270
繰延税金資産小計	2,944
評価性引当額	△219
繰延税金資産合計	2,724

(繰延税金負債)

長期貸付金利息	23
有形固定資産	45
繰延税金負債合計	69
繰延税金資産純額	2,654

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建物及び構築物	1,946	1,111	518	317
工具、器具及び備品	40	35	—	4
合計	1,987	1,147	518	321

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1年内	184百万円
1年超	310
合計	494

リース資産減損勘定期末残高 33百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額、減損損失及びリース資産減損勘定の取崩額

支払リース料	242百万円
減価償却費相当額	122
支払利息相当額	58
リース資産減損勘定の取崩額	40

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

計算書類

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年内	4,428百万円
1 年超	21,300
合 計	25,729

3. 転リース取引

転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している額

(1) リース投資資産

流動資産	140百万円
投資その他の資産	3,159

(2) リース債務

流動負債	140百万円
固定負債	3,159

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 ライフエンジェル	所有	役員の兼任	債務保証 (注 1)	950	—	—
		直接100.0%	債務保証	保証料の受入れ (注 1)	0	—	—
子会社	株式会社 グッドラック・コーポレーション	所有	資金の援助	資金の貸付	200	短期貸付金	200
		直接91.8%	役員の兼任	利息の受取 (注 2)	0	その他流動資産	0
子会社	株式会社 TRUNK	所有	資金の援助	貸付金回収	300	短期貸付金	700
		直接100.0%	役員の兼任	利息の受取 (注 2)	6	その他流動資産	0
子会社	株式会社 Dressmore	所有	資金の援助	貸付金回収	30	短期貸付金	180
		直接100.0%	役員の兼任	利息の受取 (注 2)	1	—	—
子会社	株式会社 アンドカンパニー	所有	資金の援助	利息の受取 (注 2)	0	短期貸付金	80
		直接75.0%	役員の兼任	—	—	—	—
子会社	株式会社 GENTLE	所有	資金の援助	資金の貸付	430	長期貸付金	480
		直接100.0%	役員の兼任	利息の受取 (注 2)	1	—	—

(注) 1. 株式会社ライフエンジェルの銀行借入につき債務保証を行ったものであり、年率0.03%の保証料を受領しております。

2. 資金の貸付・借入の金利については、市場金利を勘案して決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,647円03銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 83円14銭 |

(重要な後発事象)

(当座貸越契約の締結)

1. 当社は、株式会社りそな銀行と当座貸越契約を下記の通り締結いたしました。

なお、現時点での借入実行残高は2,500百万円です。

(1) 資金使途	運転資金
(2) 契約日	2020年4月21日
(3) 契約先	株式会社りそな銀行
(4) 極度額	5,000百万円
(5) 契約期限	2020年12月31日
(6) 借入金利	市場金利に連動した変動金利
(7) 担保提供資産の有無	無

2. 当社は、株式会社みずほ銀行と当座貸越契約を下記の通り締結いたしました。

なお、現時点での借入実行残高は2,500百万円です。

(1) 資金使途	運転資金
(2) 契約日	2020年4月21日
(3) 契約先	株式会社みずほ銀行
(4) 極度額	5,000百万円
(5) 契約期限	2021年4月24日
(6) 借入金利	市場金利に連動した変動金利
(7) 担保提供資産の有無	無

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 高 広 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 植 草 寛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テイクアンドギヴ・ニーズの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 高 広 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植 草 寛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テイクアンドギヴ・ニーズの2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ監査役会

常勤監査役（社外監査役）	二	宮	功	㊞	
監査役	平	田	毅	彦	㊞
監査役（社外監査役）	福	田	光	博	㊞
監査役（社外監査役）	高	井	章	光	㊞

以 上